

令和3年度 第2回浜松市環境影響評価審査会 会議録

1 開催日時 令和4年2月10日（木） 午前10時00分から午前11時15分

2 開催場所 浜松市役所鴨江分庁舎 二階会議室

※本会議はWeb会議方式にて開催した。Web会議出席者は「3出席状況」のとおり。

3 出席状況

審査会委員

Web	磯村 克郎	静岡文化芸術大学 デザイン研究科 教授	
Web	岡島 いづみ	静岡大学 工学部 准教授	
-	岡田 恭明	名城大学 理工学部 教授	
-	加須屋 真	常葉大学 社会環境学部 非常勤講師	
Web	北村 亘	東京都市大学 環境学部 准教授	
Web	木岸 暁子	静岡大学 理学部 准教授	
Web	小杉山 晃一	常葉大学 社会環境学部 准教授	
Web	酒井 奨	一般財団法人エネルギー総合工学研究所 主管研究員	
Web	坂田 昌弘	静岡県立大学 食品栄養科学部 名誉教授	
○	土屋 智	静岡大学 農学部 名誉教授	副会長
○	平井 一之	一般社団法人 静岡県環境資源協会 専務理事	会長
Web	宮崎 一夫	遠州自然研究会 事務局長	
Web	向井 貴彦	岐阜大学 地域科学部 准教授	
Web	横田 久里子	豊橋技術科学大学 建築・都市システム学系 准教授	

事務局

環境政策課	嶋野環境部次長（環境政策課長）、鈴木課長補佐、辻主幹、内山主任、南堀
-------	------------------------------------

関係者

浜松市土木部道路企画課
環境省関東地方環境事務所

説明者

事業者	国土交通省中部地方整備局浜松河川国道事務所他（2名）
-----	----------------------------

4 傍聴者 0名（報道0名）

5 議事内容

(1) 浜松湖西豊橋道路 計画段階環境配慮書について

6 会議録作成者 環境政策課企画調整グループ 内山

7 記録の方法 発言者の要点記録

8 会議記録 有（公開）

1. 開会

2. 議事 会議の公開、会議の成立について

事務局（嶋野次長） 《会議の公開について確認》

はじめに、会議及び会議録の公開についてお諮りする。本日の会議では、希少な動植物の情報など、非公開情報を審議する予定がないため、公開会議とするがよいか。

（異議なし）

了承いただいたので、本日の審議は公開とする。

《資料の確認》

《会議の成立確認》

それでは、次第の2、議事に入る。議事進行については浜松市環境影響評価条例第60条第1項により、「会長が会議の議長となる」とされているため、ここからの進行は平井会長にお願いする。

議事（1）浜松湖西豊橋道路 計画段階環境配慮書について

平井会長 それでは、議事進行をさせていただきます。

本日の会議録は、事務局で作成し、浜松市附属機関の会議録の作成および公開に関する要綱に基づき、公開することとする。

それでは議事に入る。

事務局から審議の概要の説明、続いて事業者から事業概要、図書の説明をお願いします。

事務局 《資料1に基づき説明》

事業者（浜松河川国道事務所） 《計画段階環境配慮書 要約書に基づき説明》

平井会長 ただ今の説明について、ご意見・ご質問あればお願いします。

横田委員（事務局代読） 工事の実施に伴い発生する濁水の対策を適正に実施できる計画を立てること。

道路の路面排水はオイル等の流出だけでなく、摩耗したタイヤかす等が降雨に伴い流出することが知られている。タイヤかすは水生生物への影響が懸念される亜鉛が含まれるだけでなく、マイクロプラスチックによる生態系への影響が危惧される物質である。路面排水が適切に処理される計画として欲しい。

小杉山委員 要約書7ページにあるように、3つのルート案は共に県立自然公園の中を通過する計画になっている。静岡県には4つの県立自然公園があり、日本平三保、遠州灘から御前崎、奥大井、浜名湖エリアだが、4つしかない県立公園のうちひとつの、それともかなりの面積にかかっているのは、自然公園の保全という面で考えれば、3つの案が出たというよりも選択肢が一つであるととらえている。3つの案が共に同じ場所を通過する案になっているが、そこを回避する案はないのか。回避するルート案がないとすれば、今の段階で言えることは少ないと思うが、具体的にどのような保全対策をするか。例えばノーネットロス原則、30by30等、自然環境保全のための考え方がかなりグレードアップされている現在において、そこを通すときにどのぐらい配慮すると考えているか。

- 平井会長 1～3 の全ての案がエリアに入ってしまうので、それ以外の案は考えられないのか。もし1～3 の案までということなら、その対策はどのように考えているか。現状で答えられる範囲で結構なので、事業者に回答をお願いします。
- 事業者（浜松河川国道事務所） 案 1～3 が自然公園をどれも通過することを回避する案はないのかというご質問だが、我々としては三河港と湖西市を結びながら高速ネットワークにアクセスをするというルートでまずは検討している。それは社会面、経済面、地形地質条件、自然環境、生活環境を含めて総合的な考え方として、三ヶ日ジャンクションと三河港を結ぶというルートを選定している。そこからいくつか案として案 1～3 をお示ししている。
- 平井会長 そのあたりの具体的な対応は今後色々と考えていくということによろしいか。
- 事業者（浜松河川国道事務所） 委員からのご指摘、最新の知見、専門家の意見等を踏まえて、方法書以降で対応の検討を深めていきたい。
- 小杉山委員 3 つのルート案が出されたと言いながら、実際には1 つのルート案と大差がないという印象を持った。ルート 1～3 以外の考え方が全くなかったのか聞きたかった。もう一つは、そういうところを通る計画であれば、今の状態から相当覚悟して自然環境保全対策を考慮しなくてははいけない。
- 酒井委員 今回の議論で、聞きたかったことがほとんど含まれてしまったが、案 1～3 を選定された理由を教えていただきたかった。お答えの中では環境面、経済面等々から総合して判断したとのことである。懸念点は小杉山先生と同じ意見なので真摯な対応をしていただければと思う。
- 坂田委員 様々な項目、予測評価されているが、少し定性的すぎる印象を受けた。定量的な評価は難しいと思うが、もう少し数字で表すことはできないかお聞きしたい。
- 事業者（浜松河川国道事務所） 現時点では心苦しいが、既存資料調査のみなので、今後の方法書以降の手続き、実際の調査等々を踏まえて、少しでも定量的なお示しができるよう努力したい。
- 磯村委員 景観面、地域の部分の視点だが、今日の段階でお示しいただいた資料では景観資源はポイント、ポイントでプロットされてそれとの関係で検討されている。あるいは自然公園のようにゾーンで設定されているところは地図上で抽象的にゾーンとプロットの関係が検討されている。今後の話かもしれないが、もう少しリアルに具体的に比較できないかと思い、地図を作成したので共有して良いか。
- 平井会長 お願いします。
《磯村委員画面共有》
- 磯村委員 今写っているのは、いただいた全体の地図にグーグルの航空写真を重ねたものである。こうしてみるとポイントだけとの関係ではなく、全体の地形や景観や浜名湖との関係がリアルにわかるかと思う。例えば知波田（事務局注：湖西市最北部、浜松市北区三ヶ日町との境）のあたりで3 つの案でそれぞれ山すそを切りそうな感じであったり、街の中を通ったりする。このような把握の仕方をする、よりリアルに検討できる。
- 事業者（浜松河川国道事務所） ご意見いただき感謝する。我々の検討についても、委員ご指摘のように山すそや市街地を意識しながら進めている。本日の資料ではお示しできていないのは恐縮だが、今後

の資料ではわかりやすい資料でのご説明に努める。

土屋副会長

今までの経過のことはあると思うが、浜松市の区域は3案ではなく1本になっている。そのあたりの説明が不足しているのが、委員の皆さまが懸念されているところだと思う。なぜ一つだったのか、もう少しの余裕はなかったのか、丁寧に説明していただきたい。

平井会長

先ほどから他の委員の方からも出ていた意見と重なるところだが、再度今日の段階でお答えいただけることはあるか。

事業者（浜松河川国道事務所）

基本的には弓張山地と浜名湖の間を通過させている。今回のルート帯の幅は1km幅で告示しているのですが、1案しかないようになっているが、実際には詳細なルートとしてはここからさらにこの1kmの幅の中でルート案を検討していくので、その際には案等をお示しさせていただきながら、ご意見を頂戴したいと考えている。

平井会長

意見が出尽くしたようなので、事業者への質疑はこれまでとする。続いて浜松市長意見案の審議に入るので、ここで事業者は退席をお願いします。

（事業者退席）

市長意見案の審議に入る。
事務局から説明をお願いします。

事務局

《資料3に基づき説明》

平井会長

事務局から提示された市長意見案についてご意見、ご質問があればお願いします。

小杉山委員

話を戻すようで申し訳ないが、先ほどから出ていた意見の続きで、浜松市内に關していえば、ルート案はやはり1つしか出ていないと考えざるを得ない部分がある。配慮書というのはいくつかの案の中から最も影響の少ない案を選ぶという過程が含まれてしかるべきなので、1kmの範囲内にほとんど重複するかもしれないにしても、山に寄せてトンネルを掘る案や、少し離して橋になっている案、湖の一部を切る案等3つの案を出して、どれが最善なのか検討するプロセスを経なければ、配慮書の議論を経たとは言にくいと思う。このまま市長意見に入って、配慮書の段階は終わりましたというのは違和感がある。

平井会長

配慮書の段階でルートについて、特に浜松市内は1本化されてしまっている。そのあたりについて細かく検討すべきではないかということも含めての意見であるが、事務局はいかがか。

事務局

事業者としては、事業全体で3案を設定したということで配慮書を出してきている。

平井会長

先ほどから特に小杉山委員、酒井委員、土屋委員から、皆さんこのあたりのご指摘がある。事業者の方はあれ以上聞いても意見が出てこないと思いやめたが、小杉山委員、この意見書の中にそういった部分を触れておくべきだということになるか。

小杉山委員

手続として、意見書の調整に入ってもよいのか。我々は浜松市の審査会なので、浜松市側としては、配慮書の議論ができませんでしたという感覚を持った。市長意見にいつ

てそのまま配慮書の段階は済みまして良いのか、疑問がある。

平井会長

浜松市として配慮書にこれ以上言及することができるか。疑問に思ったことを意見書に挙げていく、それを次の段階でどう議論いただくかという流れになるかという部分もある。浜松市内だけの案件であれば、今の小杉山先生のお話をダイレクトに受け止めることもできるが、あくまでも浜松市は一つのエリアなので。配慮書の議論が終わったということではないということの良いか。

事務局

この段階で、小杉山先生がおっしゃっているのは、配慮書の意見を出してしまっても良いのかというところだと考えるが、制度上、提出された図書に対して手続きを行わない、意見を出さずに配慮書段階のやり直しを求めるというのは難しい。

平井会長

今の段階で議論していることについて、委員各位が納得するまで配慮書について前に進めない状況にしてしまうことはできないと思うので、今おっしゃっている意見が出たということ意見を意見書につけて出すということでは難しいか。

小杉山委員

手続き的にそういうふうに進んでいくのであれば、それは進めるしかない。審査会でそういう意見が出たと記録に残るのが精一杯かと思う。記録に残して進めていただければと思う。

平井会長

そういう形にさせていただくということで、会長をお預かりする立場としてご理解いただければありがたい。意見書の中にその部分を入れていくことでいかがか。

北村委員

私も他の委員と同じ懸念を持っている。配慮書の段階で1つの事業をどうとらえるかの問題で、例えば道路が浜松市内だけで終わるようなものであれば、やはり配慮書として不十分だったと判断せざるを得ないと思う。一つの事業としては複数案を示しているが、ここの地域で配慮されていないと受け取ってもらえないのかなと思っている。

一方でまとめ方としては、環境影響評価の現状の制度としては苦言を呈するということができないのかなと理解はしているが、そのあたりはきちんと釘を刺していただくと良いのでは。今回配慮書の審査で集まった中で、配慮書として議論するところがないというのが一番の感想である。今後こういった大きめの案件だとかいうことが出てきてしまうと思うが、これだと浜松市内は配慮されていなかったと我々委員が受け取ってしまっても仕方がないと思うところがある。そのあたりについて、市長意見で苦言を呈していただく形でまとめられれば良いと思う。

事務局

市内については1案でしかないこともあり、議論の材料に乏しい図書という印象は共通して持っている。どういう形になるかはわからないが、事業者には何かしらの形で意思表示できるように努める。

宮崎委員

ルート案について静岡県側を見たところ、影響がありそうな植物群落（マンサク及びトキワマンサク）があるので、そことの距離を見たところ、地図上では離れていてそれほど影響を与えないと思う。しかし、植物だけでも文献上で重要な種が650種あり、今後精査するに当たって、市長意見の中では専門家という書き出しにもなっているが、専門家の中でも、静岡県では静岡県自然環境保護調査委員会があるので、そのメンバーに現地調査の依頼、あるいは意見を求めることができれば、より精度の高い調査結果が得られ、保全の効果が高まると思う。

事務局

今回の図書だが、静岡県も同様の環境影響評価手続きを行っているので、具体的な名

称を記載できるか検討したい。

平井会長

意見が出尽くしたようなので、ここで審議を打ち切る。

今日の審議の中では各委員から、浜松市内のルートの関係について意見があった。浜松市としての考えをどういう風に意見書等で申し述べていくか、ひとつ検討課題になった。

事務局から、本日の審査会を踏まえて修正された市長意見案が委員の皆様へ送付されるので、その場でご意見があれば、ご返答いただけたらありがたい。また、もし追加のご質問、ご意見等あれば、事務局まで提出をお願いします。

これで議事は終了したので、皆様方に貴重なご意見を承ったことにお礼を述べ、進行を事務局にお返りする。

5. 閉会

事務局（嶋野次長）

本日は長時間にわたりご審議いただき感謝申し上げます。

いただいた意見については後日調整させていただければと思う。

事務局から、今後の予定について連絡させていただく。

事務局

本日の議事について、追加のご意見・ご質問等ある場合は、2月16日（水）までに事務局までお願いします。

本日の会議録については、事務局で取りまとめて送付するので、内容の確認をお願いします。

本日ご審議いただいた配慮書の市長意見は、本日の審議を踏まえて、修正、検討させていただき、修正案を委員の皆様へ再度お送りする。その後、会長と相談のうえで確定とさせていただきます。

事務局（嶋野次長）

《閉会》